

長野市児童館・児童センター登録基準

長野市児童館・児童センター（以下「児童館等」という。）へ登録する児童の、入所に当たっての判断基準は以下のとおりとする。

（登録できる世帯の前提条件）

児童館等に登録できる世帯の前提条件は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 保護者が就労しており、放課後、児童の面倒を見る祖父母兄弟等が同居していない、又は近くにいない。
- 2 保護者の病気等、又は家族に常時介護を要する者がいるため、児童の面倒を見ることができない。

（登録に当たっての優先順位）

児童館等に登録する優先順位は以下の順による。

- 1 低学年の児童を優先する。
- 2 前年度から継続して登録する児童の場合、前年度の利用状況を考慮する。
- 3 児童館等への入館受付期間中に申請のあった児童を優先する。
- 4 地域の事情や家庭において特段の事情がある場合は、関係者で協議して決定する。

（その他）

- 1 この基準は、長野市児童館の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及び長野市児童館管理運営に関する要綱に基づくものである。